

農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針(案)について

1 はじめに

農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針は、認定農業者や認定新規就農者の認定基準の根拠となる基本的指標を定めるなど、県の担い手*育成の基本的な方向を定めるもので、平成26年の改定から5年以上が経過するとともに、滋賀県農業・水産業基本計画が令和3年10月に策定されることから、必要な見直しを行う。

※担い手:認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等

2 根拠

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第5条

施行令第1条:概ね5年ごとに、その後の10年間につき定めるものとする

3 主な変更点

- ① 認定農業者になろうとする者が目標とすべき所得水準について、夫婦等で共同申請する場合や集落営農法人として申請する場合の水準を新たに設定
- ② 認定農業者になろうとする者が目指すべき営農類型の見直し
- ③ 担い手への農用地の利用集積目標の変更
- ④ 土地利用型経営体数の目標値を設定

5 基本方針の骨子

別紙のとおり

6 今後の予定

- ① 令和3年7月9日 : 環境・農水常任委員会報告(骨子案)
- ② 令和3年8月～9月 : 関係機関・団体への意見聴取
- ③ 令和3年10月 : 環境・農水常任委員会報告(案)
- ④ 令和3年10月 : 改定・公表
- ⑤ 令和3年10月 : 市町において、県基本方針に即して「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(基本構想)」を改定
～令和4年3月

農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（案） 概要版

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1 滋賀県農業の概要

2 滋賀県農業構造の現状と課題

- ①担い手の再編が進み、大規模な個別経営や集落営農法人が増加
 - ・認定農業者数は平成30年をピークに減少に転じ、2,620経営体(R2.3)。
 - ただし、法人数は556人と年々増加(認定農業者数の21%)。
 - ・集落営農組織の法人化が進展 176(H26)→361(R3)
 - ・認定農業者の高齢化が進行し、法人を除く半数以上が65歳以上
⇒大規模な個別経営や集落営農法人の経営基盤の強化、経営継承が必要
- ②副業的経営体(小規模農家)は大幅に減少し、担い手への集積が進む
 - ・副業的経営体数は5年間で27%減少し、10,394(R2)。
 - ・担い手への農地の集積率:46%(H26.3)→63%(R3.3)
 - ・経営耕地面積10ha以下の層は減少し、20ha以上の層で増加
⇒副業的経営体の減少は今後も続くため、その分を担い手がカバーすることが必要
- ③女性農業者の経営参画
 - ・200日以上農業に従事した女性農業者は1,374名(R2)あるが、女性の認定農業者は45名
⇒女性農業者の農業経営への参画が必要
- ④新規就農者は過去5年間で515名(年平均103名)。⇒継続した確保が必要
- ⑤地域農業戦略指針に基づく集落の話し合いが進む 716集落(H28～R2)
 - ・農家数が減少していることから、集落機能を維持するため地域を支える多様な人材確保が必要

3 農業経営基盤の強化の促進に向けた取組方向

(1) 育成すべき農業経営の所得水準および労働時間

年間総労働時間	主たる従事者1人あたり	概ね 2,000時間	
年間農業所得	主たる従事者1人あたり	概ね 500万円	
	主たる従事者2人(共同申請)	概ね 800万円	新設
	集落営農法人	概ね 650万円	新設
	新たに農業経営を営もうとする青年等	概ね 250万円	

(2) 担い手の確保・育成

- ・経営基盤強化と次世代への継承
(農地の集約化・大区画化、スマート農業等の推進、法人化、円滑な経営継承など)
- ・集落営農組織の継続性の確保
(集落内外からの人材の確保、近隣組織との連携、専従者の雇用など)
- ・女性農業者の経営参画(共同申請を促し女性の認定農業者を増加)
- ・新規就農者の確保・育成

4 農業・農村を支える多様な人材の確保

- ・人・農地プランの中心経営体として担い手のほかに半農半Xを位置付け
- ・多様な主体が連携・協働した地域資源の保全活動

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標(営農類型)

(認定農業者になろうとする者が目指すべき代表的な営農類型)

		営農類型		備考	
土地利用型	個別経営	水田作	主たる従事者1名	水田 27ha (水稲+麦+大豆)	
		水田作+施設野菜	主たる従事者2名 (共同申請)	水田 25ha+施設 10a (水稲+麦+大豆+施設野菜)	【新設】夫婦2人の申請を想定
	法人経営	水田作と露地野菜の複合経営	主たる従事者2名	水田 60ha(水稲+麦+大豆+露地野菜)	露地野菜を追加
		集落営農法人		水田 30ha (水稲+麦+大豆)	
		先駆的な水田作経営		水田 120ha(水稲+麦+大豆+露地野菜等)	
		広域型集落営農経営		水田 120ha (水稲+麦+大豆)	
園芸・茶・畜産	野菜	施設野菜専作経営	パイプハウス 5,000㎡(軟弱野菜)		
			パイプハウス 2,500㎡(果菜類)		
	花き	花き専作経営	パイプハウス 3,000㎡(中輪ギク)		
	果樹	果樹専作経営	樹園地 1ha(ナシ)		
			樹園地 1ha(ブドウ)	面積拡大	
	茶	茶専作経営	樹園地 5.5ha	面積拡大	
畜産	肉牛肥育専業経営	黒毛和種 220頭	増頭		
	酪農専業経営	乳用牛180頭	増頭		

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

営農類型・経営規模			備考
野菜	施設野菜専作経営	パイプハウス 1,000㎡(果菜類)	
水田作	土地利用型	水田 10ha(水稲+麦+大豆作業受託)	

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

- ・担い手による農用地の利用が本県の農用地に占める面積の割合の目標
現状 63.2%(R2年度) ⇒ 目標 75%(R12年度) 【H26策定の目標:70%(R5年度)】
- ・土地利用型の担い手数の目標
経営耕地面積27ha以上の土地利用型経営体数 330経営体(R3.3末:167経営体)
集落営農法人数 370経営体(R3.2:361経営体)

第5 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

- ・公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金を青年農業者育成センターとして位置づけ
- ・JAが実施する農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業に集約されたため、「農地利用集積円滑化事業の実施に関する基本的な事項」は削除